

保 育 課

私立認可保育園等における不適切保育防止等に関する取組の推進について

私立認可保育園等における不適切保育防止やメンタルヘルスに関する理解や取組を推進するため、研修実施に係る経費を補助します。

1 背景

区では、巡回指導や各種研修等を通じて、不適切保育の未然防止等に取り組むとともに、令和 5 年度には不適切保育に関する相談窓口を設置し、保育所等での不適切保育が疑われる事案について、迅速かつ的確に対応する体制を整えています。

また、保育士が安心して安定的に保育が行えるよう、心のケアや定着支援に関する研修も実施しています。

2 拡充の内容

不適切保育の防止等に関する理解や取組が進むよう、令和 7 年度に都の補助事業が拡充されたことを踏まえ、区においても保育サービスの質の更なる向上のため、不適切保育防止やメンタルヘルスに関する研修実施に係る経費についての補助項目を追加します。

(1) 対象施設【補助事業名】

- ア 私立認可保育園及び小規模保育事業所【保育サービス推進事業】
- イ 認証保育所【保育力強化事業】

(2) 追加する補助項目・内容

ア 不適切保育防止研修

不適切保育防止への取組強化及び十分な教育機会の提供を図るため、他保育施設への参加を呼びかけ、専門家による外部研修を実施すること。

イ メンタルヘルス研修

メンタルヘルスへの取組強化及び十分な教育機会の提供を図るため、他保育施設への参加を呼びかけ、専門家による外部研修を実施すること。

(3) 補助基準額

- ア 実施回数年 1 回かつ研修参加延べ人数 10 人以上 100,000 円（年額）
- イ 実施回数年 2 回または 3 回かつ研修参加延べ人数 20 人以上 200,000 円（年額）
- ウ 実施回数年 4 回かつ研修参加延べ人数 40 人以上 400,000 円（年額）

3 事業規模

9, 7 0 0 千円

(内訳)

保育サービス推進事業（私立認可保育園等） 7, 6 0 0 千円

保育力強化事業（認証保育所） 2, 1 0 0 千円

4 特定財源

東京都の保育サービス推進事業補助金（補助率：認可保育所 10/10、小規模保育事業所 1/2）及び保育力強化事業補助金（補助率 10/10）を活用します。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年 9月	令和7年第3回港区議会定例会（補正予算案の提出）
10月以降	補助金の交付手続